

令和7年度「無人自動運転等の CASE 対応に向けた実証・支援事業（半導体等の自動車部品サプライチェーンのデータ連携基盤構築に向けた実証事業）」に係る企画競争募集要領

令和7年7月11日

経済産業省

製造産業局

自動車課

経済産業省では、令和7年度「無人自動運転等の CASE 対応に向けた実証・支援事業（半導体等の自動車部品サプライチェーンのデータ連携基盤構築に向けた実証事業）」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

なお、委託契約に係るルールを一部改正し、令和5年10月16日（月）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

1. 事業の目的（概要）

昨今の製造業を取り巻く環境変化として、感染症拡大や自然災害、各国規制動向など、事前の予測が困難な事象や地政学リスクの高まりが発生しており、産業基盤の維持拡大のためにも、調達先の把握や生産拠点の変更・拡充といったサプライチェーンの強靱化が喫緊の課題となっている。

また、欧州電池規則をはじめとして、世界的に脱炭素や人権保護の機運が高まりつつあり、それらの実現には、企業の枠を越えたサプライチェーン全体での取組が必要となる。

これらの実現に向けて、データ・デジタル技術による事業者全体の取組の可視化・連携が重要であり、特に欧州においては、Catena-X 等による企業間データ連携の取組が実装されつつあり、規制対応を超えてシナジーによる付加価値も生まれつつある。

これらを踏まえ、本事業では我が国の自動車産業の今後のレジリエンスや競争力強化の観点から、サプライチェーンにおける企業をまたいだデータ連携によるトレーサビリティ管理やサプライチェーンの強靱化のための実証として、それらを実現するシステムの要件定義やプロトタイプの開発、それらを使った有効性検証等を行う。

なお、本件は複雑な条件設定と、要件定義の在り方が様々にあり得るものであり、ウラノス・エコシステム上で他のアプリケーションとも連動して稼働させることも見据えながら、システムとしての柔軟性を確保することを前提条件とする。

加えて、本事業の成果は原則としてオープンソース化し、ユーザーにとって利便性の高い環境の実現を図ることで、次年度以降に幅広い事業者への利用につなげるものとする。

2. 事業内容

2020年12月以降の世界的な半導体不足により、自動車サプライチェーンへの影響が懸念され、車載用半導体の安定調達に向けた対策の必要性が高まったことなども踏まえ、我が国としても、半導体を含む、自動車サプライチェーン上の重要部品の把握、災害対策等に必要な情報の整理、デジタルツール及び業界共通の運用基盤の整備を包括的に進め、自動車の製造に必要不可欠な重要部品の安定供給確保に向けた検討を進める。なお、本事業の目的の実現に向けては、必要となる情報を自動車業界および半導体ほか関連業界間において、業界を跨いでデータ連携していくことが必要となる。これらの観点を踏まえ、本事業においては業務シナリオ及び業界間で共通のプラットフォームの整備に向けた実証事業として、以下（1）～（3）を行う。

（1）車載半導体データプラットフォームの要件定義、業務シナリオの実証及び有効性評価

半導体の安定供給確保のため、自動車業界及び半導体ほか関連業界の技術動向やトレンドなどを踏まえた適切

な製品の選択や切り替えの促進を実現すべく、車載半導体データプラットフォームの構築を検討する。検討に際しては、経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構のデジタルアーキテクチャ・デザインセンター（以下「DADC」という。）が示す「サプライチェーン上のデータ連携の仕組みに関するガイドライン（蓄電池 GPF・DD 関係）」（※1）及び「自動車ライフサイクルアセスメントにおけるデータ連携の仕組みに関するガイドライン」（※2）（以下これらを総称して「データ連携の仕組みに関するガイドライン」という。）に基づき、業務シナリオ及びデータ連携に求められる仕組みに関する要求仕様の定義を行う。なお、事業実施にあたっては、一般社団法人日本自動車工業会（以下「自工会」という。）、一般社団法人日本自動車部品工業会（以下「部工会」という。）、半導体メーカー、及びその他経済産業省が必要に応じて指示する組織と協議の上で、決定するものとする。

具体的には、以下 i～iii を実施のうえ、車載半導体分野における有効性の評価を実施すること。有効性が認められる場合には、具体的な実装を想定し、後段（2）に示す BCP（事業継続計画）対応強化と効率化に向けた取組への機能拡張及び、他分野への拡大を念頭においた事業性に関する意見を関係者から取りまとめること。

（※1） 「サプライチェーン上のデータ連携の仕組みに関するガイドライン（蓄電池 GPF・DD 関係）」
<https://www.ipa.go.jp/digital/architecture/guidelines/scdata-guidline.html>

（※2） 「自動車ライフサイクルアセスメントにおけるデータ連携の仕組みに関するガイドライン」
<https://www.ipa.go.jp/digital/architecture/guidelines/automotive-lca-guideline.html>

i. 車載半導体データプラットフォームで取得・提供する情報の要件及び業務シナリオの定義及びヒアリング

自動車メーカー及び部品メーカーが車載半導体の安定調達を行うために、車載半導体の生産終了リスクの低減やBCP 情報への活用に必要なデータ項目の要件定義を行う。必要となる情報の整理及び情報の取得・提供の流れを整理し、業務シナリオの定義を行う。

（要求事項）

- ・車載半導体データプラットフォームで取得を想定する情報を半導体メーカーが提供可能かどうか、実現性に関してヒアリングを実施する。
- ・車載半導体及び、必要に応じて取得したその他の部品情報を車載半導体データプラットフォーム上で提供することにより、実際に安定調達に活用可能かどうか、自工会、部工会及びその他経済産業省が必要に応じて指示する組織へヒアリングを行う。

ii. 車載半導体データプラットフォームのプロトタイプ制作及びプロトタイプを用いた業務シナリオ実証及びヒアリング

i で整理した、取得・提供する情報及び業務シナリオを実現するために必要な機能定義を行うとともに、プロトタイプを制作する。なお、プロトタイプは業務シナリオの検証に必要とする範囲を見極めて制作することに加え、将来的なユーザーの増加、国を跨いだデータ連携等の可能性も考慮すること。実利用者である複数の自動車メーカー、部品メーカー、半導体メーカーの協力を得た上で、当該プロトタイプの機能検証と業務シナリオの実証及びヒアリングを行う。実証及びヒアリングの具体的な実施方法については、事業者からの提案によるものとするが、経済産業省、DADC、自工会、部工会、半導体メーカー、及びその他経済産業省が必要に応じて指示する組織と協議の上で、決定するものとする。

（要件）

- ・前述したデータ連携の仕組みに関する各ガイドラインの内容に準拠していること。特に、識別子、データモデル、I/F、トラスト水準に加えて、機能配置については、ガイドラインの内容から変更が必要な場合にはアーキテクチャの変更案を事業者から提示すると共に DADC と十分に議論して設計内容を決めること。

- ・業務に必要となる機能の要件定義を行うこと（現時点ではデータ管理方式、大規模データの取り扱い、データの公開範囲及びアクセス制御などを想定しているが、事業の実施を通じて必要な要素が新たに生じた場合は、当該要素についても考慮すること）。
- ・OSS は特定のクラウドサービスや実行環境に依存しない形で開発を行うこととし、実運用を想定した参照実装を行うこと。
- ・OSS に対する品質の保証、事業者の自社特許が入っていないかの確認、他者知的財産権侵害の有無確認、該非判定の実施の要否及びその基準、実施方法、OSS 公表後（事業終了後も含む）の運用方法等について、経済産業省及び DADC と協議の上、検討すること。

iii. 要件定義及び業務シナリオ及び実証成果を整理したガイドライン素案の作成

i で整理した要件定義と業務シナリオ及び ii で実証した内容を基に、システム構成の要件仕様を定義したガイドラインを作成する。記載する内容については、前述のデータ連携の仕組みに関する各ガイドラインを参考とすること。当該ガイドラインは、今後の機能拡張及び他分野への拡大に向けたリファレンスとして活用する。

(2) 有事のサプライチェーン全体の情報管理に関する調査・検討

本事業項目では、災害等の有事の際に、サプライチェーン全体で必要な情報を素早く共有し、BCP 対応強化と効率化を実現するにあたって必要となる要素の調査・検討を実施し、成果物を納入すること。

具体的な検討事項は以下 i ～ iii を想定しているが、経済産業省及び DADC、自工会、部工会、及びその他経済産業省が必要に応じて指示する組織と協議の上で、決定するものとする。

i. 有事の際にサプライチェーンで情報共有を行う対象範囲とその条件及びデータ項目を検討すること。直接取引を行う納品先及び仕入先だけではなく、取引関係を跨いだ情報の連携を行うことが求められる際に、どの範囲まで情報共有を必要とするか、また、共有の際の条件等の調査・検討を行うこと。加えて、有事の際にサプライチェーン全体で管理が必要となるデータ項目に対して、協調領域として管理することに対する課題や論点、機密情報の取扱い方法等を整理する。なお、「(1) 車載半導体データプラットフォームの要件定義及び実証」で扱う車載半導体や、その他の部品における必要項目との整合も確認のうえ、類型化して取りまとめること。

ii. i の検討を踏まえ、サプライチェーンを構成する全ての企業が安心して利用可能となるために必要となる要件の定義を行うこと。整理に当たっては、自工会・部工会へのヒアリングを実施して業務要件を定めること。

iii. 車載半導体データプラットフォームにより管理する車載半導体や、i 及び ii の検討を踏まえたその他部品における BCP 情報と、「サプライチェーン上のデータ連携の仕組みに関するガイドラインβ版（蓄電池 CFP・DD 関係）」（※1）に示すトレーサビリティ管理システムとのデータ連携方式について調査を行うこと。

(要求事項)

- ・有事の際のデータ利用だけではなく、平時における活用も含め検討を行うこと。
- ・「ウラノス・エコシステム・データスペース リファレンスアーキテクチャモデル ホワイトペーパー」（※3）に示す、データ連携及び利活用のステップにおいて生じている 13 の問題に基づき、半導体データプラットフォームとトレーサビリティ管理システムの連携課題を整理すること。
- ・シンプルで実用的な手法を用いて課題解決に取り組むこと。BCP に必要な要件に対するレベル定義を行い、参加する事業者が段階的に導入できるような仕組み等を構築し、早期にサプライチェーン全体での活用を浸透さ

せる手法を検討すること。

- ・DADC、自工会、部工会、半導体メーカー、及びその他経済産業省が必要に応じて指示する組織へのヒアリングを実施するとともに、必要に応じて関係者を集めた検討会を実施すること。

(※3): 「ウラノス・エコシステム・データスペースズ リファレンスアーキテクチャモデル ホワイトペーパー」
(<https://www.ipa.go.jp/digital/architecture/Individual-link/h5f8pg0000003h0k-att/ouranos-ecosystem-dataspaces-ram-white-paper.pdf>)

(3) (1) 及び (2) の取組の共通項の整理及び関係者間の意見交換の実施

上記 (1) 及び (2) の事業を円滑に遂行していくため、経済産業省を中心とする関係省庁、DADC、業界団体 (自工会、部工会、半導体メーカー及びその他経済産業省が指示する組織) の関係者間での意見交換を実施する。具体的には、日程調整・会議の進行・議事録の作成等、意見交換に関わる一連の事務作業を行う。開催頻度は月 2 回程度、開催形式は対面及びオンラインの併用 (対面の場合には経済産業省又は DADC オフィスを活用) を予定するが、経済産業省又は DADC の指示に従うものとする。

3. 事業実施期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 13 日

4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること。
- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しないものであること。
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去 3 年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。(ただし、幹事法人が業務の全てを他の法人に再委託することはできません。)

5. 契約の要件

- (1) 契約形態：委託契約
- (2) 採択件数：1 件
- (3) 予算規模：50 百万円を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。
- (4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体 1 部を経済産業省に納入。
※ 電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキストファイル付 PDF ファイルに変換した電子媒体も併せて納入。
- (5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。

(6) 支払額の確定方法： 事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6. 応募手続き

(1) 募集期間

募集開始日：令和7年7月11日（金）

締切日：令和7年8月1日（金）17時必着

(2) 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、11. 問い合わせ先へ連絡先（社名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和7年7月15日（月）12時00分までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。

令和7年7月16日（水）15時00分

(3) 応募書類

① 以下の書類を（4）により提出してください。

- ・ 申請書（様式1）
- ・ 企画提案書（様式2）
- ・ 会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）
- ・ 競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表

② 提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、応募書類は返却しません。

③ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。

④ 企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

(4) 応募書類の提出先

応募書類はメールにより10. 記載のE-mail アドレスに提出してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

7. 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 4. の応募資格を満たしているか。
- ② 提案内容が、1. 本事業の目的に合致しているか。
- ③ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ④ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑥ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑦ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
- ⑧ ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか
- ⑨ 適切な情報管理体制が確保されているか。また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
- ⑩ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。
- ⑪ 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

- (1) 採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

○バイ・ドール（データマネジメント）条項入り概算契約書

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r7bayhdole-dm1_format.pdf

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

(2) 再委託比率が50%を超える場合

- ・ 総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ・ 再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めな

- い(経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること。)
- ・提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合には、経済産業省で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業については、履行体制によっては再委託費率が高くなる傾向にある事業類型Ⅱ（以下の事業類型Ⅰ～Ⅲ）に該当するものであり、履行体制の適切性についてはこれらを踏まえて判断する。

＜事業類型＞

- Ⅰ. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）
- Ⅱ. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）
- Ⅲ. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
Ⅰ. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
Ⅱ. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
(借料及び損料)	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費

<p>その他諸経費</p>	<p>事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等</p>
<p>Ⅲ. 再委託・外注費</p>	<p>受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。</p>
<p>Ⅳ. 一般管理費</p>	<p>委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費</p>

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・その他事業に関係ない経費

10. その他

(1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(2) 委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、「委託事業事務処理マニュアル」上で明示している、本事業における再委託を禁止している「事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務」については以下の通り。

【事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務】

- ・事業内容の決定（実施手段・方法、対象者、スケジュール、実施体制）
- ・再委託・外注先の業務執行管理（再委託・外注内容の決定、進捗状況の管理方法及び確認、成果及び結果のとりまとめ方法、とりまとめ）
- ・報告書（構成及び作成、再委託・外注先の内容とりまとめ）

・その他、執行管理業務と想定する業務

(3) 委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じて現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下の URL の通り。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

(4) 「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和5年4月3日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

(5) 提出された企画提案書等の応募書類及び委託契約書の規定に基づき提出された実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、以下に掲げる書類は調整を行わずとも原則開示とし、その他の書類の不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。

○原則開示とする書類

・提案書等に添付された「再委託費率が50%を超える理由書」

※不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、当該部分を別紙として分けて作成することとします。別紙について開示請求があった場合には、不開示とする情報の範囲については経済産業省と調整を経て決定することとします。

1.1. 問い合わせ先

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 製造産業局 自動車課

担当：吉本・斎藤

E-mail：yoshimoto-kazuki@meti.go.jp / saito-shota@meti.go.jp

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「令和7年度「無人自動運転等のCASE対応に向けた実証・支援事業（半導体等の自動車部品サプライチェーンのデータ連携基盤構築に向けた実証事業）」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

(様式1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

経済産業省 あて

令和7年度「無人自動運転等のCASE対応に向けた実証・支援事業（半導体等の自動車部品サプライチェーンのデータ連携基盤構築に向けた実証事業）」申請書

申請者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 （代表・直通）	
	E-mail	

(様式2)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

令和7年度「無人自動運転等のCASE対応に向けた実証・支援事業（半導体等の自動車部品サプライチェーンのデータ連携基盤構築に向けた実証事業）」
企画提案書

1. 事業の実施方法
* 募集要領の2. 事業内容の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載してください。 * 本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。
2. 実施スケジュール（1. の実施が月別に分かること）
3. 事業実績
類似事業の実績 ・ 事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨）
4. 実施体制
* 各業務従事者の氏名、所属、役職、業務経験、その他略歴（職歴、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見） * 再委託を行う場合は、再委託先の名称、業務内容及び業務範囲を明記すること（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について、再委託をすることはできない）。 * 事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超える場合は、相当な理由がわかる内容（別添「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。 ※グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを選定理由とする再委託（再々委託及びそれ以下の委託を含む）は認めない。
5. 情報管理体制
* 情報管理に対する社内規則等（社内規則がない場合は代わりとなるもの。） * 受託者の情報管理体制がわかる「情報管理体制図」、情報を取扱う者の氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等がわかる「情報取扱者名簿」を契約時に提出することを確約すること。（〇〇様式にて提示）

6. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況	
<p>* 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業。労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）又は青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく認定（ユースエール認定企業）の状況</p> <p>* 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）の策定状況（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。）</p> <p>* 次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を令和7年4月1日以後に策定又は変更した企業（常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る。）</p>	
7. 事業費総額（千円）※記載している費目は例示。募集要領9.（1）経費の区分に応じて必要経費を記載すること。	
I	人件費
II	事業費
	①旅費
	②会場費
	③謝金
	④補助職員人件費
III	再委託・外注費
IV	一般管理費
	小計
IV	消費税及び地方消費税
総額	千円（※総額は委託予定額の上限内に収めて下さい。）

別添

再委託費率が50%を超える理由書

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

1. 件名

令和7年度「無人自動運転等のCASE対応に向けた実証・支援事業（半導体等の自動車部品サプライチェーンのデータ連携基盤構築に向けた実証事業）」

2. 本事業における再委託を有する事業類型

※「8. 契約について（2）再委託比率が50%を超える場合」に記載のある事業類型「Ⅰ」「Ⅱ」「Ⅲ」のいずれかを記載してください

※また、特段の定めがない場合は、「－」を記載してください。

3. 本事業における主要な業務（事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理）の内容

※「2. 本事業における再委託を有する事業類型」に対して、提案内容が合致する理由も含めてご記入ください。

「－」を選択した場合は、事業類型に合致する理由の記載は不要です。

<記載例>

本事業における主要な業務は、・・・であり、その他関連業務として・・・を実施する上で、事業類型（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ）が示すように、（落札者）と委託、外注先の業務体系が（事業類型Ⅰ～Ⅲの内容）のような関係となる。

4. 再委託費率

※再委託（契約書上の再委託：第7条1項（消費税込み））÷総額（消費税込み）×100により算出した率。

●●. ●%

5. 再委託先（再々委託先及びそれ以下の委託先を含む）及び契約金額等

再委託名	精算の有無	契約金額（見込み）（円）	比率	再委託先の選定方法又は理由※	業務の内容及び範囲
【例】未定 [再委託先]	無	10,000,000	20.0%	相見積もり	・・・等の各種データ収集・提供
【例】〇〇（株） [再委託先]	有	20,000,000	40.0%	一者選定 理由：〇〇（株）については、・・・を実施出来る唯一の事業者であるため等。	コールセンター
【例】△△（株） [再々委託先]	無	2,000,000	—	〇〇	・・・
【例】□□（株） [再々委託先]	無	3,000,000	—	〇〇	・・・

※グループ企業（委託事業事務処理マニュアル3ページに記載のグループ企業をいう。）との取引であることのみを
選定理由とすることは認められません。

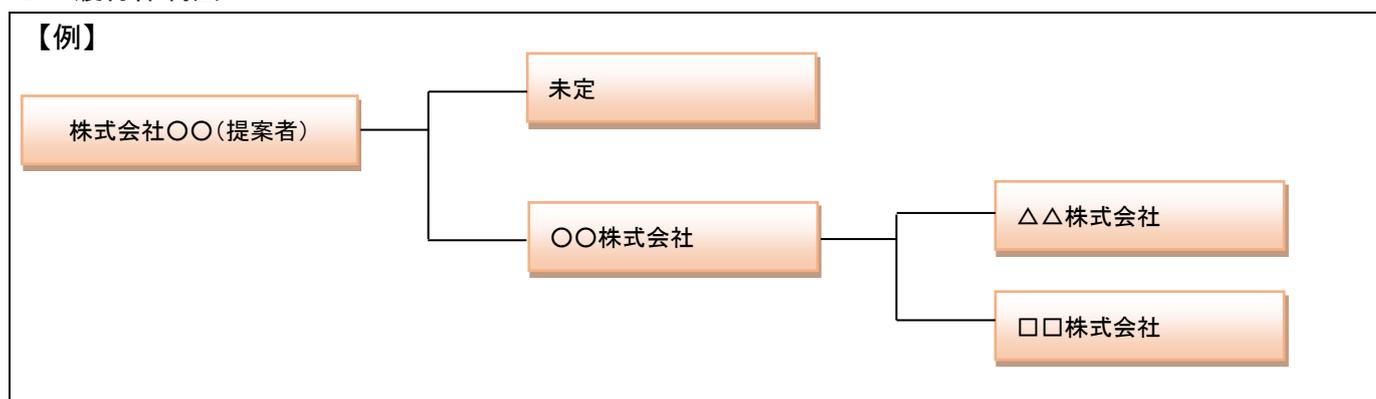
※金額は消費税を含む金額とする。

※再委託先、再々委託先及びそれ以下の委託先の契約金額を含めた情報を記載すること。

※比率は、事業費総額に対する再委託の割合（再々委託先及びそれ以下の委託先は記入不要）

※一者選定の場合は、当該事業者でなければ事業を実施出来ない理由を記載すること。

6. 履行体制図



7. 再委託（再々委託及びそれ以下の委託を含む）が必要である理由及び選定理由

<記載例>

〇〇調査事業の性格上、・・・・・・の要素が、事業実施の上では必要不可欠であり、再委託・外注をせざるを得ない。その上、以下のような事業者へそれぞれ必要な内容の再委託・外注をする。また、（2. 記載の内容のとおり）については、同社で実施することで事業における主要な業務は、再委託・外注していない。

●●（株）：・・・分野における各種データ収集・分析については、●●（株）の有する・・・・・・を活用して実施することが必要不可欠であるため、●●（株）に再委託する。

〇〇（株）：

△△（株）：

■■（株）：

▲▲（株）：

※本理由書は開示請求があった場合は、原則開示となる文書であることを前提に記入すること

※再委託費率が50%を超える理由書は開示請求があった場合は、原則開示となる文書となるため、不開示情報に該当すると想定される情報が含まれる場合は、該当部分を（別紙）として本紙の様式に沿って分けて作成すること。

(〇〇様式)

情報取扱者名簿及び情報管理体制図

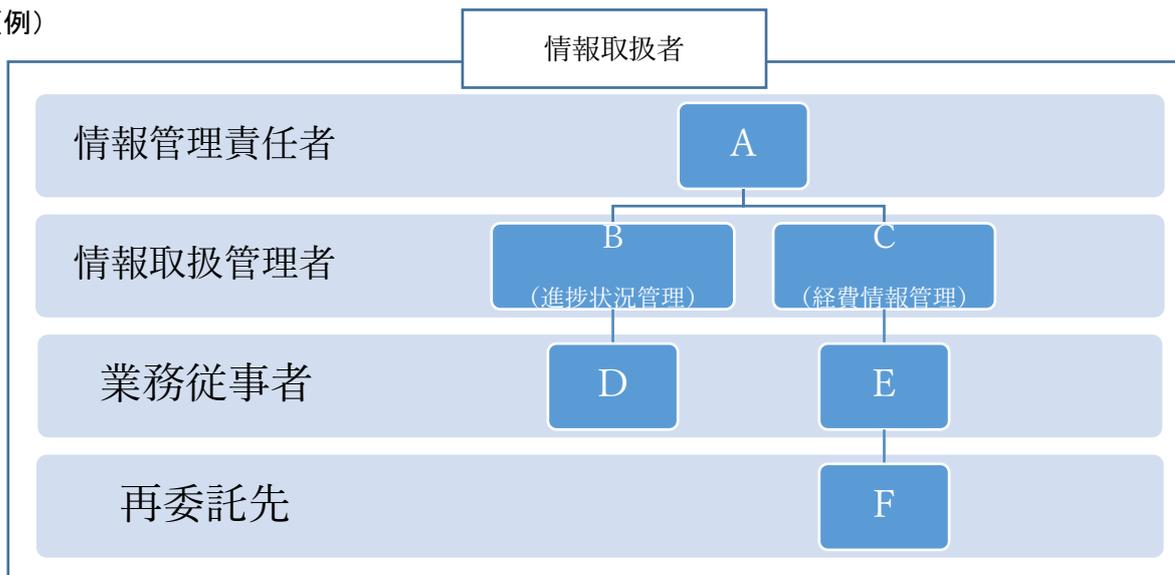
①情報取扱者名簿

		氏名	個人住所	生年月日	所属部署	役職	パスポート 番号及び国 籍(※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

- (※1) 受託事業者としての情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。
- (※2) 本事業の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、本事業の進捗状況などの管理を行うもので、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※3) 本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
- (※4) 日本国籍を有する者及び法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)以外の者は、パスポート番号等及び国籍を記載。
- (※5) 住所、生年月日については、必ずしも契約前に提出することを要しないが、その場合であっても担当課室から求められた場合は速やかに提出すること。

②情報管理体制図

(例)



【情報管理体制図に記載すべき事項】

- ・本事業の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。(再委託先も含む。)
- ・本事業の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。